

改正 平成25年4月1日

(目的)

第1条 この基準は、市が施行する土地区画整理事業の土地区画整理審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の招集)

第2条 会議の招集の通知は、文書をもってする。ただし、同一議案について中断された会議を再開するとき又は会議が数回にわたるときはこの限りでない。

(委員の参集)

第3条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、招集日の定刻前に会議の場所に参加し、その旨審議会の会長（以下「会長」という。）に申し出なければならない。

2 委員は、会議の当日、事故により参集することができないとき又は開会時刻に遅れて出席するときは、その旨あらかじめ会長に通知しなければならない。

(会長及び会長職務代理の選挙等)

第4条 会長及び会長に事故ある場合にその職務を代理する委員（以下「会長職務代理」という。）は、最初の会議において他の議案に先立ち、委員のうちから選挙する。会長及び会長職務代理がその地位を失ったときも同様とする。

2 会長及び会長職務代理は、審議会が委員の総数の過半数で不信任を議決したとき、その地位を失う。

3 会長及び会長職務代理は、辞任しようとするときは、審議会の承認を受けなければならない。

(議席の決定)

第5条 委員の議席は、最初の会議において抽せんにより定める。

(会議の開閉)

第6条 会長は、開会の時刻に至ったときは、会長席につき出席委員の数が定足数以上であることを認めた後会議を開くことを宣言する。

2 会長は、すべての議案について審議が終わったときは、会議を閉じることを宣言する。

3 会長が会議を開くことを宣言する前又は会議を閉じることを宣言した後は、何人も議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第7条 開会時刻後相当の時刻が経過しても、なお出席委員の数が定足数に達しないときは、流会を宣言する。

2 会議中に定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、会長は、委員の退席を制止することができる。

3 会議中に定足数を欠くに至ったときは、休憩又は流会を宣言する。

(委員の退席)

第8条 委員は、会議中退席しようとするときは、その事由を告げて会長の許可を得なければならない。

(会議の公開)

第9条 会議は公開する。ただし、会長が会議に諮り定めた場合はこの限りでない。

(審議会の傍聴)

第10条 傍聴に係る事項は会長が会議に諮りこれを定める。

(議題の宣言)

第11条 会長は、案件を議題とするときは、その旨を宣言する。

2 会長は、審議上必要があると認めるときは、数個の案件を一括して議題とすることができる。

(議案の説明)

- 第12条 市及び公益財団法人東京都都市づくり公社委託地区については公益財団法人東京都都市づくり公社職員又は会長が必要と認めた者は、会議に出席し、議案の説明及び意見又は報告をすることができる。
(説明、質疑及び議決)
- 第13条 議案は、説明及び質疑が終わった後、議決しなければならない。
(発議の禁止)
- 第14条 委員は、議案を発議することができない。
(発言の手續及び順序)
- 第15条 会議において発言しようとする者は、挙手して「会長」と呼び、自己の議席番号及び氏名を告げ、会長の許可を得た後発言しなければならない。
- 2 2人以上挙手して発言を求めたときは、会長は、先挙手者と認める者を指名して発言させる。
(議題外発言の禁止)
- 第16条 発言は、すべて簡明を旨とし、議題外にわたり、又はその範囲を越えてはならない。
(発言の効力及び妨害の禁止)
- 第17条 発言は、その中途において他の発言によって妨げられることはない。
- 2 会議中は、みだりに発言し、又は騒いで他人の発言を妨げてはならない。
(質疑終局の動議)
- 第18条 質疑者が多数あるため、その終局が容易でないときは、委員は、質疑終局の動議を提出することができる。
- 2 前項の動議が提出されたときは、会長は、会議に諮りこれを定める。
(質疑終局の宣言)
- 第19条 質疑が終わったときは、会長は、その終局を宣言し、表決に付さなければならない。
- 2 会長は、質疑が続出して容易に終局しないと認める場合においては、質疑終局の宣言をすることができる。
(表決の宣言)
- 第20条 会長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する議題を宣言する。
- 2 会長が表決に付する議題を宣言したあとには、何人も議題について発言することができない。
(委員の表決権)
- 第21条 会長が表決を宣言したときは、会場にある委員は、表決に加わらなければならない。
- 2 委員は、自己の表決の更正を求めることはできない。
- 3 表決の際、現に会場にいない委員は、表決に加わることができない。
(表決の方法)
- 第22条 表決の方法は、原則として挙手により決する。ただし、審議会で特に他の方法によることが適当であると認めた場合においてはこの限りでない。
(表決結果の宣言)
- 第23条 表決が終わったときは、会長は、その結果を宣言しなければならない。
(議事録の作成)
- 第24条 会長は、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には次に掲げる事項を記載する。
- (1) 会議の開閉に関する事項及びその日時
 - (2) 委員の出欠に関する事項及びその氏名
 - (3) 会議の途中で出席し、又は退席した委員の氏名及びその時刻
 - (4) 委員以外の出席者の氏名
 - (5) 議案及びその表決に関する事項
 - (6) 議事の内容、その他会長が必要と認める事項
- 3 議事録には、会長及び会長の指名する委員2名が署名押印することを要する。
- 4 議事録は、市長に保存を委託する。

附 則 この基準は、平成13年8月1日から適用する。

附 則 この基準は、平成25年4月1日から適用する。